

入院申込書兼誓約書の改定について

令和2年4月の民法改正により、連帯保証人となっただく際、支払上限額（極度額）を明確に定めなければ保証契約が無効になる。と取扱いが変更されました。

※詳細は [\(別紙1\) 法務省作成パンフレット関連個所抜粋](#) をご参照下さい。

※改正の内容についてのより詳しい説明は、法務省ホームページをご覧ください。

法務省 HP : http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

民法改正を受け、当院の支払上限額（極度額）を100万円とさせていただきます。

それに伴い当院の入院申込書も、今後は [\(別紙2\) 入院申込書兼誓約書](#) に改定させていただきますこととなります。（※開始日：令和3年12月1日）

今回の対応は法改正に伴うものですので、何卒ご理解いただきますようお願い致します。